

第3期地域福祉活動計画基本理念 「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」

社協会員会費ご協力のお願い

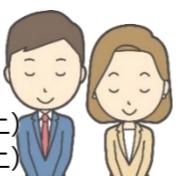
社協会員とは？

一般的な任意団体会員やクラブ会員とは異なります。社会福祉協議会活動の趣旨をご理解いただき、会員会費を納めることで財政的支援をいただけ方々です。

皆様から寄せられた会費は、補助金・受託金・共同募金配分金や寄付金等とあわせて、高齢者・障がい者・児童に向けた事業や、ボランティア活動の振興等、さまざまな地域福祉活動の貴重な財源として有効活用させていただきます。

会員の種類(年額)

●一般会員	1世帯	500円
●法人・団体会員	1口	500円(2口以上)
●賛助会員	1口	500円(2口以上)



皆様の会費は、以下の主な事業のために役立っています

広報啓発、福祉サービスの充実、地域福祉推進事業を円滑に行うために	(令和6年度予算より) 3,296千円
地域での福祉教育(共育)、	228千円
地域での支えあい活動の推進のために	111千円
地域交流の場の拡充のために	121千円

本宮市社協は、こんな活動をしています！

活動1 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくり

福祉の心の育成

- 小中学校等における福祉教育の支援
- 中高生を対象とした、夏休み中の福祉体験ボランティアの実施
- 小学生を対象としたキッズボランティアクラブの実施
- 社協だより『ふれあい』・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動
- 福祉施設・福祉団体との協働事業等の開催

地域を支える担い手の育成

- 新規ボランティアの登録の推進
- ボランティア講座の開催
- 民生児童委員、福祉員活動の支援
- 各種ボランティア団体への支援・協力
- 福祉専門職養成実習生の受け入れ



福祉教育（共育）の推進



教える側も学ぶ側も共に学び成長し、お互いを思いあう心を育むため、交流や学びの機会などを通じた福祉教育（共育）を推進します。

地域での支え合い活動の推進

- ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援
- 訪問による見守り（ふれあい配食）

活動2 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくり

地域コミュニティの再構築

- ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援（再掲）
- ふれあい会食等の交流事業の開催

地域交流の場や機会の充実

- 子どもまつりの開催
- 児童館将棋クラブによる世代交流
- ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援（再掲）
- 備品用具等の貸出し事業

交流事業の開催



ふれあいサロンの支援



ふれあいサロンに参加することで、住民の健康維持や介護予防の効果が得られることを広く知らせ、各地区への設置を推進します。

子どもまつりの開催



活動3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

生きがいづくりと心身の健康づくりの推進

- ふれあいサロンへの助成金交付・開催支援（再掲）
- 備品用具等の貸出し事業（再掲）



生活困窮者の支援体制の充実

- 共同募金事業による災害見舞金の交付
- 各種貸付制度や食料等給付事業による支援

食料等給付事業による支援



失業等、予測できない事由により、緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなった方などに対し、食料を給付します。本宮市社協では、緊急時に応えるように、缶詰、レトルト食品、インスタント食品等を常時保管しています。

あんしんサポート (日常生活自立支援事業)と 法人後見受任事業の実施



認知症や障がいなどの理由で、日常生活上の判断に不安のある方が、地域で安心して暮らせるようにサポートします。

活動4 地域福祉を推進する体制づくり

相談体制の充実

- 福祉員の設置
- 相談専門職員による相談対応
- 無料法律相談会の開催

福祉員の設置



本宮市社協が委嘱している「地域福祉活動」や「福祉のまちづくり」にご協力いただく「ボランティア」です。

相談体制の充実

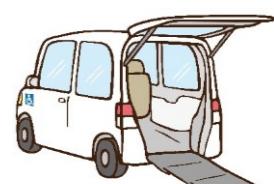


弁護士による相談会の開催や相談専門職員による常時相談を実施します。

福祉サービスの充実

- ヘルパーサービス『結（ゆい）』による支援
- 福祉車両・車いす等の福祉用具貸出し事業
- 福祉サービス評価事業

福祉車両・車いす等の福祉用具貸出し事業



«社協の在宅福祉サービスのご紹介»

多様な在宅福祉サービス提供の仕組みを整え、お客様が安心して在宅生活を継続できるお手伝いをします。

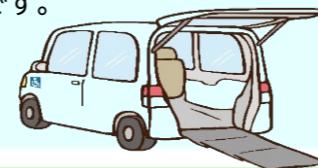
・障がい者相談支援事業所 なないろ TEL(0243) 24-7825 FAX(0243) 24-7760

令和4年4月に開設された、障がいのある方とそのご家族の方などを支援する相談窓口です。

障がいのある方の思いや希望する暮らしを大切にし、専門機関の紹介や、

障がい福祉サービス事業所との調整などを通じて、生活上の困りごとを

解決するお手伝いをいたします。



・介護福祉事業 TEL(0243) 24-7786 FAX(0243) 24-5901

訪問介護事業（介護保険法指定事業）

介護を必要とする方が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、

ケアプランに基づき、資格をもった訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問して、

《身体介護》や《生活援助》をお手伝いします。



居宅介護事業（障害者総合支援法指定事業）

訪問介護員が障がい者宅へ訪問し、身体介護・家事援助・移動支援

などのサービスを提供します。



<以下の訪問介護関係の事業もあわせて実施しています>

訪問介護員派遣事業・養育支援訪問事業・本宮市出産ママヘルプ事業（受託事業）

ヘルパーサービス「結」（介護保険適用外の自費サービス）



居宅介護支援事業所

介護保険制度などのご利用に関する相談、申請のお手伝い、ケアプランの作成などを行っており、在宅で生活されている方々や介護されるご家族の支援を行います。

 社会福祉法人 本宮市社会福祉協議会 〒969-1203
福島県本宮市白岩字堤崎 494-22 (本宮市役所白沢総合支所内)

■総務課	○総務係	代表 TEL (0243) 24-7780 FAX (0243) 24-7760	ウェブサイト用 QRコード 
■地域福祉課	○地域福祉係 □ボランティアセンター		
■相談支援課	○生活サポート係（あんしんサポート） □生活サポート相談センター		
	○障がい者相談支援係 □障がい者相談支援事業所 なないろ	TEL (0243) 24-7825 FAX (0243) 24-7760	
■介護事業課	□居宅介護支援事業所	TEL (0243) 24-7786 FAX (0243) 24-5901	
	□訪問介護・居宅介護事業所		

■本宮支所 TEL (0243) 24-5756 FAX 0243-24-5014

〒969-1151本宮市本宮字千代田60-1 本宮市民元気いきいき応援プラザ「えぼか」内

■本宮第1児童館 TEL 090-6229-8956 FAX (0243) 24-7760

■本宮第2児童館 TEL (0243) 33-5244 [FAX兼]

■本宮市多世代交流施設「あぶくま憩の家」 TEL (0243) 33-1838

■本宮市多世代交流施設「あだたら憩の家」 TEL (0243) 44-2133 FAX (0243) 44-2134

本宮市高齢者生きがいデイサービス（愛称：いきがいサービスひかり）

URL : <https://schit.net/motomiya-shakyo/>

E-mail : m.shakyo@crux.ocn.ne.jp



社会福祉法人 本宮市社会福祉協議会



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」と呼んでいます。

本宮市社協は、本宮市に暮らす住民の方々が、民生児童委員、福祉施設・社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。

お問合せ：本宮市社会福祉協議会 TEL (0243) 24-7780 / FAX (0243) 24-7760